

公現法親王の奥羽越列藩同盟における役割について

熊野秀一

はじめに

慶応三年（一八六七）の王政復古、さらに翌四年の戊辰戦争とともに、有栖川宮熾仁親王、仁和寺宮嘉彰親王など、多くの皇族が新政府の重職を担った。これは新帝を擁して倒幕を行った新政府が、その正当性を強調する意味があったためといえる。そうした状況の中で、当時、東叡山寛永寺と日光山輪王寺を管轄した宮門跡、輪王寺宮公現法親王^①（後の北白川宮能久親王（弘化四年（一八四七）～明治二八年（一八九五）は独特の政治姿勢をとった。

法親王は最初、旧幕府側と新政府側の仲介を担ったが、やがて、新政府に反発し、彰義隊の庇護、上野戦争、奥羽潜行を経て、奥羽越列藩同盟の盟主となったが、最後は降伏した。この中で、法親王の新政府に対する対決姿勢が最も強く表れたのは、同盟の盟主になってからの時期であることは、はっきりとした事実である。

しかし、法親王が同盟内において具体的にどのような役割を担っていたかとなると、諸氏の意見は一致していない。それは、新政府の擁する京都の天皇に対抗するため、奥羽において法親王がもう一人の天皇として即位したという説、すなわち「東北朝廷」説をどのように評価するかに関わっている。本稿では否定の立場を取るが、その根拠として、奥羽潜行後の法親王の動向をみていく。さらに、法親王側と同盟諸藩側の一連のやり取りを分析し、法親王の同盟内における具体的な位置づけを考察することで、「東北朝廷」説とは異なる、法親王の実際に果たした役割の本質を明らかにする。

一 「東北朝廷」説をめぐる議論

当初、法親王は徳川慶喜や幕臣などの依頼によって、旧幕府の恭順を受け入れるよう新政府へ働きかけるため、慶応四年二月一六日に東叡山を出発、その後三月七日（一二日まで駿府において東征大総督府と交渉するなどしている^②。しかし、その過程で新政府に不満を抱くようになり、東叡山に戻った後は、彰義隊を庇護して敵対する状況となった。同時に閏四月頃から、会津藩や仙台藩などに令旨を送り加勢を求めている。これらの藩は奥羽越列藩同盟を結成して新政府軍と戦うが、この時期から両者が結びつくようになっていったのである。やがて、五月一五日の上野戦争によって法親王は側近の僧達と共に同寺を脱出した。江戸の寺院を転々とした後、新政府軍から逃れるため、五月二一日には旧幕府軍の艦船を利用して奥羽へ逃れることを決めた。そのため、艦隊の責任者である榎本武揚と接触を開始し、その同意を得た後、一行は二五日艦隊に乗艦して江戸を後にした。そして、二八日には平潟へ到着し、六月六日会津若松へと着いている。

その後法親王は、六月一八日まで同地に滞在した。なお、この間に法親王は同盟の盟主を引き受ける表明を行っている。その後は米沢に移り、二〇日～二七日まで過ごした。同地を発った後、関宿を経て二九日に仙台藩領の白石へ赴き、岩沼を経て七月二日に仙台に到着し、御座所とされた仙岳院に入っている。一三日に白石に移り、以降は加盟諸藩の代表で構成された「公議府」という協議の場で問題の対処にあたるようになつていく。しかし、戦況の悪化により、九月二日に再び仙台へと戻り、明治元年九月一八日には新政府軍への降伏を決めた。その後、法親王は新政府軍によって一〇月一二日に護送されて仙台を離れ、京都にて実家の伏見宮亭で翌年まで謹慎して

いる。なお、奥羽の滞在中、会津藩・米沢藩・仙台藩で過ごす期間が長かったのは、この三藩がその中心だったからである。以上が戊辰戦争期の法親王の動きである。³⁾

法親王は各地を移動しながら、様々な勢力と接触したが、その中で最も強いつながりがあったのが奥羽諸藩であり、最終的に同盟の盟主就任へと至ったのである。そして、この法親王と同盟との関係をめぐって、議論されるのが「東北朝廷」説なのである。

まず、この問題を最初に提唱したのは滝川政次郎氏であり、後に、遠藤進之助氏や鎌田永吉氏、亀掛川博正氏などが、同盟が法親王を天皇のような地位に推戴しようとした可能性があったことを言及した。こうした成果をふまえ、さらなる考察を加えたのが藤井徳行氏であり、「断定的な結論を導き出しえなかつた」としつつも、「東北朝廷」の構想は「ほぼ断定的」にあつたとし、さらに法親王を擁することで独立した一つの政府として戦い、海外にもそのことを伝えていくという事実から「東北朝廷」と称しても妥当である」と結論づけた。⁸⁾ 以後は星亮一氏や小田部雄次氏などがこの説を支持している。そして、その典拠となつているのが、慶応四年六月一日または一六日に元号を「大政」に改元し、法親王を「東部皇帝」とするのをはじめとして、同盟の関係者達の役職やそれぞれの攻略地の担当者を選定した、名簿形式の史料の存在である（「菊池容斎史料」⁹⁾「蜂須賀家史料」¹⁰⁾「鶴ヶ島・日光屋史料」¹¹⁾「旧仙台藩士資料」¹²⁾の四点。これらを藤井氏は「東北朝廷閣僚名簿」と表現している¹³⁾。

一方で、これとは反対の見方もある。例えば石井孝氏は、後述する布告文に注目して「根拠をもたない」としている¹⁶⁾。また工藤威氏は、即位や改元が現実には行われていないことや、法親王に還俗した様子が感じられないこと、同盟を構成した公議府が同盟の崩壊期であり、また、そこで物事が決定しても諸藩の行動を拘束できなかったことなどを挙げて、「東北朝廷」は結局構想のみであり、「砂上の楼閣」であつたと断じている¹⁷⁾。

このように様々な見解があるが、大きく言えば、法親王が同盟において「天皇」的な役割を果たしていたかどうか、議論の対象になつていくということだろう。

二 法親王の動向からみる「東北朝廷」説の可能性

実際にはどうであつたのか。五月二三日、法親王の従者の一人である羽倉銅三郎が奥羽へ赴くための交渉を榎本と行い、その許可を得た。翌日、その詳細を法親王の側

近である亮栄に報告し、さらに法親王へも伝えられている。

二十四日早辰、羽倉氏来、昨日ノ義榎本へ依頼ス、榎本曰ク、宮御方外事ヲ知ラス、御自逆ノナキ天下ノ知ル処、豈航海以テ避遁シタマフヘキ、直ニ御陳謝アツテ然リト、拙郎応テ曰、一往ノ利害得失、子ノ言ノ如シ、然トモ朝廷容レタマヒ、武家ノ容レサルアラランヲ慮ル者ナリ、問答再三、泉州大ニ晝諾ス、明日ヲ期トセン、衆其勞ヲ感ス、宮御方へ此事ヲ言上ス(略)

この羽倉の報告からは、榎本が法親王の奥羽行きに警戒を抱いていたことが分かる。その理由を、後に榎本が直接法親王と会談した際に具体的に言及している。この時、榎本は錦旗を用いて「南北形成」のようなことをするならば人々が苦しむので奥羽へ連れて行けないと伝え、それに対して法親王は出家の身であるから世を望まず、さらに天皇を安んじ、民衆を救うため「維持吾道」と答えた¹⁹⁾。さらに文章の形に表している。

今度東台之室図らさるの次第二立至リ、何分江戸表ニは潜居之地も無之心痛致し居候所、幸ひ奥羽江使船有之趣承り候二付、乗込之儀相頼候事二候、尤彼地江到着之上は謹慎致居候存寄二候間為念如斯候也

辰五月廿六日 公現(御華押) 御押は御染筆也
榎本和泉守江

榎本はさらに「南北朝の昔の如き事を御勤め申す者が有之候とも御同意遊ばすな」と忠告している。しかし、一方で法親王は「不日に錦旗を青天に飄し、会稽の恥辱を雪ぎ、速に仏敵朝敵退治せんと欲す」という内容の書置を、江戸に残ることを選択した亮栄などに与えている²⁰⁾。このように、法親王は新政府との対決姿勢を継続するかしないか、矛盾する反応を示している。このことに対し、藤井氏は奥羽への潜行以後の法親王の動きから、継続する気があつたとし、さらには「自ら帝位に着くか、あるいは仮に帝の職務を代行する」意欲があつたとしている²³⁾。

確かに、その後の推移をみると、法親王に新政府と戦う気がなかつたとするのは、無理がある。奥羽行きを確実にするため、一旦は榎本に同意したと考えるのが自然で

あろう。また、仮に謹慎を選んだとしても、既にこの時交戦中であつた同盟側が同意したとは考えられない。榎本も実際、本気で受け取っていたどうかは疑問である。むしろ後には、法親王の新政府打倒の方針に賛成していたらしく、九月一二日に新政府への降伏を決めた仙台藩執政に対して直に批判を行っているが、その際、「上野ノ宮総督トナラセ給ヒ、憂國ノ譜代大名旗本総方、リニテ奸徒ヲ掃蕩シ万国無比ノ御国体ニ応ズル新政」によつて天皇を支えなくてはいけないと力説している²³⁾。

一方で、榎本の忠告に出てくる「南北形成」とは南北朝時代のことである。幕末の当時において、南朝は正統、北朝を擁して戦つた足利氏は朝敵・賊としてそれぞれ扱われていた。榎本は法親王が奥羽に向かうことによつて京都の天皇と対立する状況になること、人々が皇位の篡奪者とみなすこと、その結果生じる事態を懸念していたと考えられる。

実際、新政府軍は同盟を批判するための手段として利用した。例えば、七月四日、同盟を離脱して新政府軍側に回つた秋田藩は、それを止めようとした仙台藩の使者達を殺害しているが、その動機の一つとして、法親王をたてることで「尊氏之悪例ニ習ヒ候」としている。この時秋田藩は、新政府軍の薩摩藩士・大山格之助（綱良）から指示を受けていたが、この批判もそうした中で生まれた可能性がある。いずれにしても、京都の天皇を擁して王政復古を主導した新政府から見れば、法親王を擁する同盟は、まさしく「尊氏」であつたといえる²⁶⁾。

しかし、現実には法親王は天皇にならなかつた。それはまず、七月五日〜九日の間、仙岳院において側近の僧侶達とともに「今上皇帝 玉体清寧 万姓安業 百穀有稔 同盟列藩 迅速成功」のために祈祷を行ったことに表れている。ここからは京都の天皇に対抗しようという意思は読み取れず、むしろ敬意を表していることがわかる。さらに、七月九日付けで米沢藩に、一〇日で仙台藩にそれぞれ与えた令旨には、法親王の思いがよりはつきりと示されている。なお、文中の義親と堯忍は、正確には寛王院義親と龍王院堯忍という名前であり、二人とも東叡山では執当職という地位について法親王を支えていたが、それは奥羽においても一緒だつた²⁸⁾。

嗟呼、薩賊久壞凶惡、漸恣殘暴、以至客冬欺幼主、威脅廷臣、違先帝遺訓而黜撰
開幕府、背列聖乘範而毀神祠仏閣、陽徇王政復古、陰逞私慾、百方構架、以負冤
於故幕府及忠良十余藩、遂至脅挾鸞輿、駐蹕於浪華、矯令諸侯而輿六師、虐使百

公現法親王の奥羽越列藩同盟における役割について

姓而奪恒産、四海鼎沸、五倫將墜、大逆無道、千古莫之比焉、今以匡正之任囑之、
其藩宣明大義論諸遠近克盡熊虎之力、速殄凶賊之魁、以上解幼主憂惱、下濟百姓
塗炭矣、都勉哉、天下所望雲霓已久、四民所迎食漿、維新勝算固不容疑者、
輪王寺一品大王釣命執達如件

慶応四年戊辰七月

大園覚院 義親
清浄林院 堯忍²⁸⁾

新政府軍のうちの一つである薩摩藩を批判した内容だが、その中で天皇が幼いのをいいことに勝手に振舞っているという言い方がされており、その打倒を説いている。注目すべき点は、法親王が立ち上がったのは、天皇を助けるためという内容である。このことは閏四月に出された令旨において既に言及されていた。つまり、法親王に天皇、もしくはそれに相当する地位につく行為を実行する気があつたとは考えられない。

一〇日には公議府から法親王の奥羽動座に関する内容の布告文が出された。

(前略)素ヨリ宮様ニハ先帝ノ勅命ニテ出家入道シ玉ヒ、確乎タル御道心ニテ、
慈悲忍辱佛法ノ本旨ヲ以、万民ノ塗炭ノ苦シムヲ救ハセラレントノ思召ナリ、万
民ノ塗炭ニ苦シムハ、心境薩賊ノ為ス所ナレハ、此賊ヲ討滅シ、国家太平万民安
樂ニ歸スルハ、即佛法ノ本旨、宮様ノ御真意ナリ、嗚呼、誰カ皇國ノ民ナラサラ
ン、誰カ皇胤ノ尊ヲ知ラサラン、誰カ薩賊ノ凶暴姦詐既ニ此ノ如クナレハ、仮令
天地ニ落チ、海水涸ルルコトアリトモ、誓テ此賊ト世ヲ同フセシ、庶幾ハ遠近ノ
衆庶、宮様ノ尊意ヲ感載シ力ヲ尽シテ雲霧ヲ開晴シ、東叡山ニ歸シ奉ランコトヲ、
天下ノ士民其事実ヲ詳ニセス、宮様ノ御神意ヲ弁ヘス、南北朝ノ故事ヲ附会シテ
誣罔ノ説ナサンコトヲ恐ル、故ニ其大略ヲ記シテ遠近ニ布告スルモノ也²⁸⁾

法親王が仏心から民、さらには国家を救うために薩摩を倒そうとしていること、同
時に同盟はそれを支えていること、しかし人々はそれを知らず、あたかも南北朝時代
のように受け取っている、真相を布告するとしている。法親王の出家者としての
一面、特に東叡山に最終的には戻るといふ旨を強調することで、人々の疑惑を払拭し
ようとしたことがわかる。その疑惑とは、同盟があたかも法親王を天皇として擁立し

ているのではないかということである。

この布告文について藤井氏は、義親が錦旗に執着している様子から「語るに落ちた観がないでもない」と述べ、さらに同盟関係者の日記の記述などから、法親王を「天子相当の地位に擬していた」としている。⁽³¹⁾一方で、前述したとおり、石井氏の「東北朝廷」説の否定はこれを根拠としている。比較した場合、どちらが正しいといえ、それは後者であろう。まず、錦旗の保持が即、天皇相当の地位の確立にはつながらない。さらに日記には、藤井氏が「天皇について認められる語と「宮御方」の尊称が同時に併用されるといった矛盾」があったと認めているように、完全に天皇の地位に擬していたか疑わしい。⁽³²⁾なによりも、布告文を出しているのが加盟諸藩の代表によって構成されていた公議府であるという事実から、やはりこれが法親王及び同盟の真意であると断言できる。この点に関する榎本の忠告は守られたといえよう。

さらに「東北朝廷」説の根拠とされる四つの史料についても、どのようにして出来たのが明らかではないし、記述された即位・改元についても世間に公開された事実はない。この史料については「東北朝廷」の「実現を期待した機運があった」(柴田宜久氏)などといった評価がされている。しかし、結局は計画止まりであったと言わざるをえない。たとえできたとしても、布告文からわかる通り、当時の常識に照らし合わせれば、支持を受けるとは考えられない。結局、「東北朝廷」説は法親王と同盟の実体を捉えているとはいえない。

三 公現法親王の奥羽越列藩同盟における位置づけ

それでは、法親王は同盟においてどのように位置づけられるのか、またはどのように動き、そしてどんな影響を与えていたのかをみていく。

六月六日に会津に着いて以降、法親王は今後の方針について協議を重ね続け、九日には自己の所見について述べている。なお、文中の「九条殿」とは新政府軍方の奥羽鎮撫総督府の総督であった九条道孝のことである。

○挙大義之旗、除君側之奸、前將軍実効已立而、未免罪名者冤罪之師也

○大意 大総督江被仰進之通也、右二付諸藩江厚御依頼被仰入候筈、内覽之御頼之盟主二は候得共、御法中之事二付、軍事御差図等は堅御断之筈

○九条殿引戻之事云々⁽³⁴⁾

政府軍を討伐するつもりであることを表明した上で、盟主は引き受けるが軍事方面の関わりについては出家の身であるから遠慮すること、九条を引き戻すことなどを同盟に求めていたのである。この中で注目されるのは九条のことである。元々、九条は奥羽鎮撫総督府を率いて三月奥羽に入り、各藩に新政府への恭順と会津藩討伐を迫った。しかし、多くの藩が会津藩に同調する動きをみせて、次第に不利になっていき、ついには仙台藩によって勾留状態に追い込まれた。これによって、同盟は自分達こそが真の官軍であるという大義名分を得られた。しかし、結局は五月になって新たに派遣された新政府軍が、仙台藩との交渉の結果、九条を取り戻すことに成功した。こうした点に法親王が不満をもっていたことがわかる。そのため、後に使者を派遣して仙台藩に依頼しているが、結局は不可能であるとの答えを受けている。

藤井氏は、法親王は軍事指揮を九条にさせる意図があったことを指摘している。⁽³⁵⁾また、柴田氏は同盟側と法親王にそれぞれ盟主に対する思惑が違っていたとしており、前者は「軍事的管轄を含めた盟主」を期待していたとするのに対して、後者は「シボル的存在としての盟主への就任を希望していた」としている。⁽³⁶⁾

こうした分析から推測できるのは、新政府の総督である九条を再び取り戻すことは、そこに法親王の権威が加わり、同盟の立場が強化され、同時に新政府軍の正当性を揺るがすことにつながるということである。また、法親王が軍事について拒否している理由として僧侶であることを挙げているが、経験がないことによる不安もあったと思われる。つまり、上野の東叡山にいたときも彰義隊を庇護していたが、五月一五日の戦いの本番には関わらなかつた。それは奥羽においても同様であると考えていたのではないだろうか。また、法親王の盟主就任は同盟統合のシボル的な面は否定できないが、そこに軍事が入るか入らないかという問題ともいえる。

とはいえ、法親王は盟主就任に迷いはなく、一六日にはある程度の妥協を行っている。

(前略) 身雖皇子、藉係桑門、執政議軍、固非其職、然列侯懇願、則或順其情、或仮其名其隨宜耳

法皇素意、不忍坐視二三陪臣逆乱国命、遂及今日之潜行也、故除奸匡国之盟主、義不必辞也⁽³⁷⁾

つまり出家の身であるが、同盟の藩主達が頼むのなら、政治・軍事の職に対して自身の名を名目的に利用してよいと答えたのである。しかし、この軍事という件はその後問題になった。一六日、会津で加盟諸藩の会議が行われ、今後の同盟の方針が決められたが、その中で法親王の今後の滞在場所が白石となった。さらに二二日には、米沢において同藩の木滑要人 片山仁一郎、仙台藩の朽木五座衛門・横田官平、会津藩の小野権之丞・阿部井政治らが会談し、白石に軍務局という組織を設置し、そこに法親王を迎え入れて、同盟の軍勢の総括をせよとすることなどを決定した。翌日、六名は法親王に願い出ている。これに対し、法親王は「御法中之御身分、如何にも御素意二不被為叶、御聞濟之処ハ御扣被遊、猶御勘考可被遊、白石城御座所之儀ハ御聞届相成候」と軍事指揮については検討するだけ答え、白石への動座のみ応じている。さらに義親を通して出した内旨には、より具体的に心中を述べている。

(前略) 奥羽ヲ御頼君側ノ悪ヲ御払ヒ、上奉安宸襟下ハ蒼生之塗炭ヲ被為救度思召ノミテ、固ヨリ世ヲ被為捨候御法体之御身分ニ被為在候得ハ、軍務之総裁杯被遊候思召ハ些モ不被為在、且其任二不被為当思召候ハ此条御引受ハ難被遊、仙岳院ニ被為入候迄御熟慮モ可被遊候間、三藩ニテモ篤ト相考可申旨、且御住居所之儀ハ奥羽之内何レト申思召モ不被為在事ニ付、列藩ニテ白石ト申事ニ候ハ、早速可被移旨被仰出候事

ここで注目されるのは、法親王が軍事に関して「検討する」という答えに変化している点である。工藤氏は、同盟が白石への動座を求めた理由について、九条がいなくなつて同盟内の結束が乱れたこと、またそれを許した仙台藩に対する不信・反発が広がったこと、そうした点を解消するために大きな権威を必要としていたことなどを指摘しているが、これはそのまま軍事への関わりを求めたことにもつながる。法親王の対応の変化は、事態の深刻化を認識・考慮する必要があるのだと考えられる。

七月一三日に白石に移つてからは、白石城内において、同盟の参謀を担当した元老中の板倉勝静・小笠原長行や加盟諸藩の代表達とともに「軍略ヲ始メ、治民会計、及ヒ諸事ヲ議ス」ようになっていく。なお、白石では「実際の戦地である白河・磐城に遠く指揮が行き届かないとの理由」のため、軍務局が七月一九日に福島に置かれ、さらにその責任者には前棚倉藩主阿部保真が任命されている。つまり、この日をもって

公現法親王の奥羽越列藩同盟における役割について

法親王が軍務局に関与しないことが確定したということになる。これは、法親王の軍事方面の負担の軽減、実際の戦場の危険を考慮したといえるだろう。それを示す例として、板倉や小笠原などの旧幕府関係者の間では会津藩の山川大蔵が参謀として法親王を擁し、同盟諸藩の兵を指揮して白河を攻めるといふ案が浮上し、前藩主松平容保に献じたが受け入れられなかったという逸話もある。

一方で同盟は新政府に対して敗退を繰り返す、不利な立場に追い込まれていった。それを食い止めようとするため、八月一日法親王は、藩主伊達慶邦に対して白石への出陣を求める文書を出した。慶邦は六日に仙台を出発して翌七日に白石に着いている。そして法親王に拝謁した後、会議に参加しているが、九日には同地を後にし、一日に仙台へと帰着した。また、一九日には白石城主の片倉小十郎を福島方面の攻略に担当させるよう、慶邦に頼んでいるが、これは実現しなかった。こうした法親王の動きについて、杉谷昭氏はその「軍略が積極的だった」と評している。また、藤井氏も最初はただの「象徴的存在」であったが、同盟の不利が増したことによって方針を変え、軍事に対して積極的な言動を行うようになったとみている。ここからわかることは、東叡山で彰義隊を庇護していた時のような公的な地位には既になく、非常時の軍事指導者としての面が現れたという点である。また、上野戦争においては戦いに対して間接的な関わりしかなかったが、奥羽の戦争では直接関わるようになったともいえる。

しかし、結局は戦局を挽回するには至らなかった。九月には、同盟を離脱して新政府に寝返つた米沢藩や、降伏を決めた仙台藩に対して戦いを継続しよう訴えたが、入れられなかった。既に法親王の権威をもってしても、限界であったことがわかる。最後には法親王も降伏を選んだ。

ところで、法親王はいつたどのような役割を同盟において担つたといえるのだろうか。結論から言うと、それは新政府方の熾仁親王や嘉彰親王などのような軍事方面を代表する皇族であったと考えられる。親王を担ぐ新政府軍に対して、同盟も法親王を擁することで、天皇をめぐる戦いができたとはいえないだろうか。また、法親王の皇族としての特権は以前からみられた。三月の駿府会談では、法親王と熾仁親王がそれぞれの代表者として対面しているがそれは互いが皇族同士であったからである。また、彰義隊が東叡山にいた頃、義親は熾仁親王を担ぐ東征大総督府へ従うよう求める山岡鉄舟と会談したが、その際には「貴殿ニハ大総督宮々々々ト云ハル、ガ当宮七宮ナリ何ノ差別力之レアラン」と発言したという。

こうした点は奥羽においても同様であった。まず地位の名称であるが、例えば、戊辰戦争において熾仁親王は王政復古の際の総裁や東征大総督、嘉彰親王は軍事総裁や会津征討越後口総督などについている。一方で、法親王は白石滞在時、同盟諸藩代表から「総裁」「軍事総督」と称されたという⁽⁴⁷⁾。また、新政府軍の各総督府は総督・副総督・参謀のもと、諸藩の連合によって成り立っていた。これもまた、副総督がなかった点以外では同盟と共通している。あるいは、副総督に九条が想定されていたと考えられる。また、鳥羽伏見の最中の一月五日、嘉彰親王は錦旗を持った従者と一緒に新政府軍を督励したが、これは同時に敵軍や世間に正当な官軍であることを訴える役割を果たした。前述の通り、法親王も錦旗について言及しているが、自分たちこそが真の天皇方であるとして、同様のことを意図していたのではないだろうか。義観がこだわったのも、その延長にあったと考えられる。

さらに欧米に向けて発せられた令旨には、自身を「今上ノ叔父ナリ」⁽⁴⁸⁾と述べている。法親王はかつて現天皇の祖父にあたる仁孝天皇から猶子とされたことからこのように名乗り、身内であることを強調することで自己の立場を訴えていることがわかる。なお熾仁親王や嘉彰親王も同様の扱いを受けている。

しかし、法親王はただの皇族というだけではなかった。それは宮門跡という点である。七月五日・九日の祈祷では同盟の勝利を祈り、同月九日・一〇日の令旨や布告文では僧侶であることをさかんに強調している。二四日には米沢藩の世子亭で義観が演説しているが、その中で公現法親王の奥羽行きに至った事情に触れている。

吾王奉先帝勅、出家入道、継東台室、統領仏法、桓武帝嘗勅言、仏法資福王法以令室永昌、王法維持仏法以令久住、猶如両輪双翼相須、今関西一二賊徒、欺罔幼帝、或憎廷臣達、違先帝遺訓而、黜摂関幕府、背列聖垂範而、毀神祠仏殿、尊崇妖教、汚紫震於夷靴、虐用諸侯、負冤罪於恭順、矯輿六師、蹂躪百姓、遂至俾幼帝、大不孝乎先帝列聖、大不仁乎諸侯百姓、是所以、吾王身在桑門、而不忍坐視、以至今日之北行也⁽⁴⁹⁾

桓武天皇の勅を例にして仏法と王法はお互いに助け合わなければならないとし、今、賊徒は幼い天皇を騙して、先帝や歴代天皇に背き、幕府や摂関家を排除し、廷臣、百姓、諸侯、寺社などを苦しめているから、法親王は奥羽に来て立ち上がったと言及し

ている。つまり法親王は仏法の立場の者として、王法の立場たる天皇を助けるということを目標としていた。同盟の戦争指揮を一旦躊躇したのも、そのために還俗をする恐れができ、僧侶としての大儀名分を失うことを恐れていたからではないだろうか。このように法親王は軍事総督・天皇の叔父・宮門跡の地位など、自身の立場を最大限に使い分けて同盟の盟主を務めていたことがわかる。そして、それは全て、反新政府勢力を代表する皇族という意識からきていたと推察される。

おわりに

法親王が天皇もしくはそれに相当する地位についていたという「東北朝廷」説は成り立たない。それは榎本の忠告、それに対する法親王の否定、公議府の布告文、具体的な天皇擁立への動きがみられないこと、などから明らかだ。当時、南北朝の故事のような両朝並立は求められていない。また、もう一人の天皇が現れることは、かえって、法親王及び同盟の立場を悪化させるため、このような選択肢はありえなかったと断言できる。

実際は、法親王と同盟は、新政府とは対立しつつも、京都の天皇の存在については敬意を持っていた。法親王が盟主になった背景に、薩長を排除し、天皇を助ける叔父的な後見人の役割を担う皇族、またはそうした大義名分を世間に知らしめる人物として同盟から期待されていたからにはほかならない。それは新政府方の熾仁親王や嘉彰親王のような軍事的な象徴として擁立されたことと通じている。そのほか、法親王には宮門跡という仏法的な権威もあった。このように、法親王は同盟に対して「天皇」という立場ではなく、軍事・仏法的な面から同盟の責任者を担った皇族としての役割を果たしていたと結論づけられる。

今後は法親王と一つひとつの藩の関係を詳細にみていくこと、さらにはほかの皇族の動向を調べることで、幕末期の皇族の役割を明らかにしていきたい。

註

(1) 輪王寺宮の制度・歴史については、浦井正明「徳川家と日光山、輪王寺宮」(菅

原信海・田邊三郎助編『日光、その歴史と宗教』、二〇一一年)を参照。

(2) 駿府における会談については浦井祥子「慶應四年の輪王寺宮と東征大総督による

「駿府会談」について」（安部猛・田村貞雄編『明治期日本の光と影』、二〇〇八年）を参照。

- (3) 北白川宮能久親王御遺蹟保存会編『能久親王御遺蹟建碑志』（同会刊、一九四〇年）、森鷗外「能久親王事蹟」（『鷗外全集』第三卷、岩波書店、一九七二年）、菅原信海「公現法親王略年譜」（『日本仏教と神祇信仰』、春秋社、二〇〇七年）を参照。なお、「能久親王事蹟」の研究に村上祐紀「皇族」を書く、『能久親王事蹟』論（森鷗外記念会編『鷗外』八八号、二〇一一年）がある。
- (4) 滝川政次郎『日本歴史解禁』（創元社、一九五〇年）、一三九～一四二頁
- (5) 遠藤進之助「戊辰東北戦争の分析 維新東北政治史への一断章として」（古田良一博士還暦記念会編『東北史の新研究』、一九五五年）、二九五頁
- (6) 鎌田永吉「戊辰戦争 その歴史的意義」（日本歴史学会編『日本史の問題点』、一九六五年）、二八〇頁
- (7) 亀掛川博正「奥羽越列藩同盟の性格と東北戦争の意義（Ⅱ）」（日本政治経済史学研究所編『政治経済史学』第一七四号、一九八〇年）、六五、六九頁
- (8) 藤井德行「明治元年・所謂「東北朝廷」成立に関する一考察」（手塚豊編『近代日本史の新研究』Ⅰ、一九八一年）、三二三～三二五頁
- (9) 星亮一「奥羽越列藩同盟」（中央公論社、一九九五年）、七〇～七一頁
- (10) 小田部雄次「皇族」（中央公論新社、二〇〇九年）、三七～四〇頁
- (11) 武者小路穰「戊辰役の一資料」（史学会編『史学雑誌』第六一編第八号、一九五二年）
- (12) 鎌田永吉「いわゆる大政改元史料をめぐって」（秋田大学史学会編『秋大史学』一四号、一九六七年）
- (13) 山下守昭「日光屋文書の戊辰戦争資料」（鶴ヶ島町史編さん室編『鶴ヶ島研究』三、一九八六年）
- (14) 藤井德行「明治元年・東北朝廷処分の一考察」（日本法政学会創立五十周年記念論文編集委員会編『現代政治学の課題』、二〇〇六年）、二六八～二六九頁
- (15) 前掲「明治元年・東北朝廷処分の一考察」、二六九頁
- (16) 石井孝『戊辰戦争論』（古川弘文館、二〇〇八年（一九八四年の復刻版）、二二三頁）
- (17) 工藤威『奥羽列藩同盟の基礎的研究』（岩田書院、二〇〇二年）、四四九頁。
「自澄院記略」（太政官編『復古記』第五卷、一九三〇年）、四二三頁
- (18) 公現法親王の奥羽越列藩同盟における役割について
- (19) 「覚王院義観戊辰日記」（日本史籍協会編『維新日乗纂輯』第五卷、一九八二年（一九二八年の復刻版））、三九二～三九三頁
- (20) 前掲「覚王院義観戊辰日記」、四六八～四六九頁
- (21) 「榎本氏談話」（戸川安宅編『旧幕府』第一卷第五号、一八九七年）、六二頁
- (22) 佐藤信『戊辰紀事』（志賀潔刊、一九三五年）、六七～六八頁
- (23) 前掲「明治元年・所謂「東北朝廷」成立に関する一考察」、二六一頁
- (24) 日本史籍協会編『仙台戊辰史』第三卷（東京大学出版会、一九八一年（一九一一年の復刻版））、七七六～七七七頁
- (25) 「賊使罪状並姓名」（太政官編『復古記』第六卷、一九三〇年）、五四九頁
- (26) 戦争が終わった後、秋田藩士初岡敬治は仙台藩に「偽朝を立てる企て」があったと述べている（佐々木克『戊辰戦争』（中央公論社、一九七七年）、二二〇頁）
- (27) 前掲「覚王院義観戊辰日記」、四三七頁
- (28) 義観の研究については長島進『覚王院義観の生涯』（さきたま出版会、二〇〇五年）がある。
- (29) 「戊辰事情概旨」（前掲『復古記』第六卷）、五五七～五五九頁
- (30) 「日光宮奥羽御動座府告文」（前掲『復古記』第六卷）、五六一頁。
- (31) 前掲「明治元年・所謂「東北朝廷」成立に関する一考察」、三二四頁
- (32) 前掲「明治元年・所謂「東北朝廷」成立に関する一考察」、三二四頁
- (33) 柴田宜久『明治維新と日光』（随想舎、二〇〇五年）、一七四頁
- (34) 前掲「覚王院義観戊辰日記」、三九六頁
- (35) 前掲「明治元年・所謂「東北朝廷」成立に関する一考察」、二九七頁
- (36) 前掲「明治維新と日光」、一六九頁
- (37) 前掲「覚王院義観戊辰日記」、四〇四頁
- (38) 「小野権之丞日記」（日本史籍協会編『維新日乗纂輯』第四卷、一九八二年（一九二八年の復刻版））、一一五頁～一一六頁
- (39) 米沢温故会編『上杉家御年譜』第一八卷（米沢温故会、一九八三年）、二二頁
- (40) 前掲「奥羽列藩同盟の基礎的研究」、四三三～四三四頁
- (41) 「会津南摩綱紀筆記」（前掲『復古記』第六卷）、五五八頁
- (42) 前掲「奥羽列藩同盟の基礎的研究」、四三八頁
- (43) 日本史籍協会編『会津戊辰戦史』第一卷（東京大学出版会、一九七八年（一九三三

- 年の復刻版)、二五四頁～二五五頁
- (44) 杉谷昭「輪王寺宮公現法親王の奥州動座」(佐賀県立佐賀城本丸歴史館編『佐賀県立佐賀城本丸歴史館研究紀要』第二号、二〇〇七年)、三五頁
- (45) 前掲「明治元年・所謂「東北朝廷」成立に関する一考察」、三〇四頁
- (46) 「雜記(覚王院卜議論ノ記)」(日本史籍協会編『野史台維新史料叢書』第三七卷、一九七五年) 二頁
- (47) 「戊辰始末」(仙台叢書刊行会編『仙台叢書』第一二卷、一九二六年)、二二六、二八六～二八七頁
- (48) 前掲『仙台戊辰史』第三卷、五九一頁
- (49) 前掲「覚王院義観戊辰日記」、四一九頁